

伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会設置要綱  
(設置)

第1条 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育の充実を図るため、伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 就学前の子どもの教育・保育の現状及び問題点に関すること。
- (2) 就学前の子どもの教育・保育の今後のあり方に関すること。
- (3) 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針の見直しに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の保育所の職員
- (3) 市内の幼稚園の職員
- (4) 市内の保育所及び幼稚園の保護者
- (5) 市立小学校の校長
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部こども課及び教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月13日から施行する。

伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会 委員名簿

	区 分	氏 名
1	学識経験者	深草 正博
2	学識経験者	田口 鉄久
3	小学校校長会代表	岩崎 眞市
4	幼稚園職員	大藪 記三
5	幼稚園職員	中津 和子
6	保育所職員	伊寿 秀夫
7	保育所職員	小坂 泰子
8	幼稚園保護者	田中 智子
9	幼稚園保護者	大西 圭子
10	保育所保護者	里村 明日香
11	保育所保護者	加藤 真紀